

個人向け

給付	ひとり親世帯に	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	以下のひとり親世帯に対し、 対象児童1人当たり5万円 を支給します。 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金等受給により令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方	福岡市子育て世帯生活支援特別給付金 コールセンター ☎092-401-0271 ※平日9時～17時30分 または 厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903 ※平日9時～18時
	感染の疑いなどで無給や減給になった	国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金	新型コロナウイルスに感染または感染が疑われたため、仕事を休み、無給や減給になった人に対し、傷病手当金が支給される場合があります。	お住まいの区役所 早良区役所 保険年金課給付係 ☎092-833-4371
	休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月までに事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者に対し、 1日あたり11,000円を上限に支給 します。 ※大企業の一部の非正規雇用労働者も対象となります。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276 ※平日8時30分～20時 土日祝8時30分～17時15分
貸付	生活資金に不安がある	緊急小口資金（主に休業された人向け）	貸付額： 20万円以内 据置期間：1年以内 償還期限：2年以内	福岡市社会福祉協議会 生活福祉資金 受付センター 特別貸付専用ダイヤル ☎092-791-7266 または 生活福祉資金受付センター ☎092-791-5708 ※月～金9時～17時
		総合支援資金（主に失業された人向け）	貸付額：単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 貸付期間：原則3カ月以内 据置期間：1年以内 償還期限：10年以内	
減免・猶予	納税が難しい	納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。	国税：西福岡税務署 県税：西福岡県税事務所 市税：早良区役所納税課
	国民健康保険料などが払えない	国民健康保険料などの減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険料（税）の減免や納付猶予を受けられることがあります。（滞納により資格証明書をお持ちの人が帰国者・接触者外来を受診する場合も、窓口負担に公費適用があります）	お住まいの区役所 早良区役所 保険年金課 ☎092-833-4372
住まい	家賃が払えない（民間賃貸など）	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。 支給期間：原則3カ月（最長9カ月）	福岡市生活自立支援センター ☎0120-17-3456/☎092-732-1188 ※9時～17時、土日祝除く

号外

福岡市内事業者向けコロナ支援策フローチャート（簡易版） 2021.5.20現在

緊急事態宣言の休業・時短要請を受けていますか？

・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店、喫茶店等
・酒類及びカラオケ設備の提供を行わない飲食店、喫茶店等で、20時以降も営業している店舗

はい

緊急事態宣言中(5/12～5/31)、どのように対応しましたか？

休業した（テイクアウトのみの営業はOK）

福岡県感染拡大防止協力金(第7期)【1日あたり給付額×20日間】

1日あたり売上高	1日あたり給付額
1 0万円以下	4 万円
1 0万円超 2 5万円未満	1日あたり売上高の4割
2 5万円以上	1 0万円

福岡市家賃支援金【家賃月額4/5（上限50万円）】※店舗家賃等を支払っている場合※運営営業路、酒類・カラオケ設備を提供している場合のみ

福岡市テイクアウト支援【1店舗当たり10万円】※5/6～6/5の中で10日以上、特典を付けてテイクアウト販売を行う場合

酒類・カラオケの提供を中止し20時までの時短営業した

福岡県感染拡大防止協力金(第7期)【1日あたり給付額×20日間】

1日あたり売上高	1日あたり給付額
1 0万円以下	4 万円
1 0万円超 2 5万円未満	1日あたり売上高の4割
2 5万円以上	1 0万円

福岡県家賃支援加算【家賃月額2/3（上限20万円）】※店舗家賃等を支払っている場合※運営営業路、酒類・カラオケ設備を提供している場合のみ

いいえ

緊急事態宣言の影響を受け、月の売上が2019年または2020年と比べ3.0%以上減少していますか？

はい

5.0%以上減少

国

月次支援金【中小法人等】上限20万円【個人事業者】上限10万円※月の売上減少額を給付

県

酒類販売事業者

福岡県月次支援金（酒類販売事業者）【中小法人等】上限20万円【個人事業者】上限10万円※国の月次支援金額を差し引いた額

はい

3.0～5.0%減少

市

売上が減少した事業者への支援金【法人事業者】上限20万円【個人事業者】上限10万円※月の売上減少額を給付

いいえ

支援対象外

●市民生活に関するお問合せ「市民相談室」092-711-4019 平日9時～17時

●解雇・休業などのご相談「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」092-411-4764 または 092-761-5600 8時30分～17時15分(土日祝除く)

ワクチン接種に関する相談窓口

市 福岡市新型コロナワクチン接種コールセンター 092-260-8405（8時30分～17時30分）

県 副反応等に係わる専門的な相談に関する問い合わせ 0570-072972（ナビダイヤル・24時間）

新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル

受診・相談センター 電話 092-711-4126（24時間対応）